

納める人

県内に住所があり、株式会社等から上場株式等の配当等の支払を受ける個人が、その配当等の支払をする株式会社等を通じて納めます。

また、県内に住所があり、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内に上場株式等の支払を受ける個人は、その配当等の支払を取扱う証券会社等を通じて納めます。

納める額

株式等の配当等の金額の5%です。（別に所得税等（国税）として15.315%*が課税されます。）

*所得税+復興特別所得税0.315%（平成25年1月1日から25年間）

申告と納税

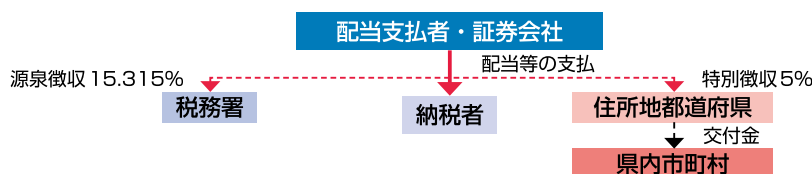
株式会社等が上場株式等の配当等を支払う際に税を徴収し、徴収した月の翌月10日までに申告し、納めます。

「源泉徴収口座内配当等」は、証券会社等が、年間の損益を通算し、その年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた個人県民税配当割の59.4%は、一定の基準により県内の各市町村に交付されます。

配当割のしくみ



納める人

県内に住所があり、証券会社等から源泉徴収選択口座内で生じた上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人が、その譲渡益の支払を行う証券会社等を通じて納めます。

納める額

上場株式等の譲渡益等の5%です。（別に所得税等（国税）として15.315%*が課税されます。）

*所得税+復興特別所得税0.315%（平成25年1月1日から25年間）

申告と納税

証券会社等が、年間の損益を通算し、その年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた個人県民税株式等譲渡所得割の59.4%は、一定の基準により県内の各市町村に交付されます。

株式等譲渡所得割のしくみ

